

保険・補償

ガッツレンタカーの安心の保険・補償制度をご案内します

ガッツレンタカーの料金はすべて保険・補償込み！
万が一事故が起きた場合でも大型の保険に加入しておりますので安心してご利用いただけます。※一部お客様にご負担いただく費用がございます

大型補償の自動車保険

ガッツレンタカーでは業界トップクラスの自動車保険(対人賠償・対物賠償・人身傷害)に自動加入しているの、万が一事故が起きた場合でも保険金額内の限度内で補償されますのでご安心ください。ただし、弊社貸渡約款に違反する事故および、損害保険会社保険約款の免責事項に該当する事故、警察の事故証明が取得できない場合の損害責任はお客様のご負担となりますのでご注意ください。
※保険料はレンタカー料金に含まれています

補償	補償内容	お客様負担額
対人補償	無制限	なし
対物補償	無制限	50,000円
人身傷害補償	3,000万円	なし
車両補償	加入なし	自走可能上限 50,000円
		自走不可能上限 100,000円

※入院・通院は事故発生日より起算して180日間までを限度とします。

CDW(事故免責補償制度)の導入

○CDW(事故免責補償制度)

免責補償制度(任意加入)にご加入されると、上記記載の1事故免責補償額のお支払いが免除されます。

NOC(ノンオペレーションチャージ)及びレンタカー料金につきましては免除されませんのでご注意ください。

同一貸渡について複数事故が発生した場合、初回事故のみの適応となります。なお、貸渡手続き後の加入、解約は出来ません。また、CDW(事故免責補償制度)については貸渡契約者本人のみ適応となります。複数人が運転される場合は貸渡契約時にCDW(事故免責補償制度)加入の申し込みが必要になります

借り受人および貸渡時にお申し出いただいた運転者が次の事項に該当する場合は加入できません。

- ・免許取得後1年未満の場合
- ・21歳未満の場合
- ・70歳以上の場合
- ・過去に事故があり当社が不適合と認めた場合

貸出期間	CDW
24時間	1,000円 (税込1,100円)
1週間	3,000円 (税込3,300円)
1ヶ月	6,000円 (税込6,600円)

ノオペレーションチャージ(NOC・休業補償)

ノオペレーションチャージとは、万が一お客様がレンタカーを利用中に、当社の責任よらない事故、盗難、故障、汚損、車両整備の損害、シートの焦げ跡などが発生し、車両の修理・清掃が必要になった場合、その休業期間中の営業補償として下記の金額をお客様にご負担いただきます。

自走して返却予定の営業日に帰還した場合	30,000円
自走不可能な場合	50,000円

※レッカー代はお客様負担となります。

※走行可能な場合でも店舗に返却されなかった場合(路上放置等)は50,000円を申し上げます。

保険・補償の適応除外

お客様は貸渡約款を厳守して、レンタカーをご利用下さい。なお、下記に該当する運転または状態で発生した事故による損害はお客様のご負担となります。この場合、基本料金に含まれる前述の保険補償制度、及び車両・対物事故免責補償制度の適応をお断りいたします。

お客様が負担すべき損害金を当社が立て替えてお支払いした場合、お客様は直ちに建て替え金額と同額を当社までお支払い下さい。

- ✓ 事故現場により警察および当社への連絡など所定の手続きが取られていない場合
- ✓ 貸渡約款に違反している場合
 - ・無免許運転の場合
 - ・酒気帯び運転・飲酒運転の場合
 - ・契約者及び運転者以外の方が運転して事故を起こした場合
 - ・当店に連絡がない場合
 - ・貸渡期間の無断延長の場合
 - ・無断で示談した場合
 - ・氏名・年齢・住所などを偽った者の運転で事故を起こした場合
 - ・その他貸渡約款に違反した場合
- ✓ 保険約款または補償制度の免責事由に該当する場合、または支払いを除外されている場合
 - ・故障による事故
 - ・パンク・タイヤの損傷
 - ・ホイールキャップの紛失破損
 - ・ライトの点けっ放しなどによるバッテリートラブル費用一式
 - ・鍵の紛失
 - ・パンク応急修理キット代
 - ・お客様の所有、使用、管理する財物の損害など
- ✓ 使用・管理上の落ち度があった場合
 - ・施錠しないで駐車し盗難にあった場合
 - ・使用方法が劣悪なために生じた車体などの損傷や腐食の補修費
 - ・車内装備の汚損
 - ・装備品の紛失
 - ・タイヤチェーン、キャリア、チャイルドシートの取付および装備不備による損害
 - ・海岸、河川敷または林道など車道以外で走行した場合の車両損害(維持・管理された道路以外での事故)
 - ・給油時の燃料種別の間違いにより生じた補修費

※保険のお申込みは出発時に限らせていただきます。お貸出し中の途中加入・解約はできません。

※シートベルト、チャイルドシートの着用を条件とします。

故意・重過失・法令違反による事故についての措置

○重過失による事故を起こした場合

損害保険が適応できなくなる他、レンタカー車両を全額弁償に加え、営業補償および重過失損害金20万円

【重過失の事故】

- ・酒酔い運転
- ・酒気帯び運転
- ・居眠り運転
- ・無免許運転
- ・過労運転
- ・30km/h以上の速度超過
- ・故意
- ・病気および薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができない恐れがある場合
- ・あおり運転等

○著しい過失による事故を起こした場合

当社が加入する損害保険会社より契約者ないし運転者の過失割合が100%と認定された場合、著しい過失の事故と認定しCDWの適応外といたします。

※通常使用による自損事故は上記に該当しません。